新

令和７年度大阪府私立外国人学校振興補助金
交付対象学校法人等に関する基準及び配分基準

１．交付対象学校法人等に関する基準（交付要綱第２条関係）

交付要綱第２条各号		基　　準　　等
1	学校法人会計基準（昭和４６年文部省令第１８号。以下「会計基準」という。）に準拠した会計処理を行うとともに、財務情報を一般に公開していること	○寄附行為において学校法人会計基準によるものと明記していること。 ○学校法人会計基準（最終改正：令和６年９月３０日文部科学省令第２８号）に準拠した計算書類（貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書その他の財務計算に関する書類）及び収支予算書を備えていること。（交付要綱第６条第５項を準用） ※計算書類には教育長の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書が添付されていること。 ○学校の財務情報の公開については、別表の「公表資料及び公表基準等」を参照のこと。
2	私立学校法第１８条第１項（同法第１５２条第６項において準用する場合を含む。）に規定する理事及び監事が、特定の政治団体（公安調査庁が公表する直近の「内外情勢の回顧と展望」において調査等の対象となっている団体をいう。ただし、政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条第２項に規定する政党を除く。以下同じ。）の役員を兼務していないこと	○左記のとおり。 （参考） ・内外情勢の回顧と展望（公安調査庁発行） https://www.moj.go.jp/psia/kaitenR7.html ・政治団体名簿（総務省ＨＰ） http://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/naruhodo04.html
3	学校法人が、特定の政治団体への寄附又は特定の政治団体からの寄附の受入れをしていないこと	○左記のとおり。
4	生徒に対する教育活動に一定以上の経費を支出していること	○教育還元率が７０%以上の学校とする。 教育還元率（%）＝ 生徒に対する教育活動に係る支出　÷ （学生生徒等納付金収入＋手数料収入＋寄附金収入＋補助金収入＋付随事業・収益事業収入＋受取利息・配当金収入＋雑収入） ○「生徒に対する教育活動に係る支出」に算入できる経費は、以下のとおりである。 ①人件費支出 ・「役員報酬支出」及び「退職金支出」が含まれる場合、当該額を控除する。 ②教育研究経費支出 ③管理経費支出 ・「福利費支出」及び「渉外費支出」が含まれる場合は、当該額を控除する。 ・学生生徒等納付金収入額の１０%を超える「広報費支出」が含まれ

旧

令和６年度大阪府私立外国人学校振興補助金
交付対象学校法人等に関する基準及び配分基準

１．交付対象学校法人等に関する基準（交付要綱第２条関係）

交付要綱第２条各号		基　　準　　等
1	学校法人会計基準（昭和４６年文部省令第１８号。以下「会計基準」という。）に準拠した会計処理を行うとともに、財務情報を一般に公開していること	○寄附行為において学校法人会計基準によるものと明記していること。 ○学校法人会計基準（最終改正：平成２７年３月３０日文部科学省令第１３号）に準拠した計算書類（貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書その他の財務計算に関する書類）及び収支予算書を備えていること。（交付要綱第６条第５項を準用） ※計算書類には教育長の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書が添付されていること。 ○学校の財務情報の公開については、別表の「公表資料及び公表基準等」を参照のこと。
2	私立学校法第３５条第１項（同法第６４条第５項において準用する場合を含む。）に規定する理事及び監事が、特定の政治団体（公安調査庁が公表する直近の「内外情勢の回顧と展望」において調査等の対象となっている団体をいう。ただし、政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条第２項に規定する政党を除く。以下同じ。）の役員を兼務していないこと	○左記のとおり。 （参考） ・内外情勢の回顧と展望（公安調査庁発行） ・政治団体名簿（総務省ＨＰ） http://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/naruhodo04.html
3	学校法人が、特定の政治団体への寄附又は特定の政治団体からの寄附の受入れをしていないこと	○左記のとおり。
4	生徒に対する教育活動に一定以上の経費を支出していること	○教育還元率が７０%以上の学校とする。 教育還元率（%）＝ 生徒に対する教育活動に係る支出　÷ （学生生徒等納付金収入＋手数料収入＋寄附金収入＋補助金収入＋付随事業・収益事業収入＋受取利息・配当金収入＋雑収入） ○「生徒に対する教育活動に係る支出」に算入できる経費は、以下のとおりである。 ①人件費支出 ・「役員報酬支出」及び「退職金支出」が含まれる場合、当該額を控除する。 ②教育研究経費支出 ③管理経費支出 ・「福利費支出」及び「渉外費支出」が含まれる場合は、当該額を控除する。 ・学生生徒等納付金収入額の１０%を超える「広報費支出」が含まれ

新

		る場合は、当該超過額を控除する。 ④借入金等利息支出 ⑤教育研究用機器備品関係支出 ⑥図書支出 【教育還元率算出に係る留意事項】 ・各数値は前年度計算書類の資金収支決算書（ただし、当該学校に係る数値）に基づく。 ・補助金収入に「国庫補助金収入」及び「設備費補助金収入」が含まれる場合、当該額を控除して算出する。 ・新設校など学校の収支決算が存在しない場合や、収支決算上、教育に係る収支状況の判断が困難な場合は補助対象外とする。
5	国又は他の経常的補助制度の交付対象となっていないこと	○左記のとおり。
6	当該年度の５月１日に在学する生徒の数が一定以上であること	○原則として生徒数が４０人以上の学校とする。
7	概ね幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の修学年齢に相当する生徒に対し、学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第３８条に規定する幼稚園教育要領、同規則第５２条に規定する小学校学習指導要領、同規則第７４条に規定する中学校学習指導要領又は同規則第８４条に規定する高等学校学習指導要領に準じた教育をそれぞれ行っていること	○左記のとおり。
8	特定の政治団体が主催する行事に、学校の教育活動として参加していないこと	○左記のとおり。
9	政治指導者の肖像画（特定の人間の外観を表現した絵画や写真等をいう。）を教室等に掲示していないこと	○「教室等」とは、教室、職員室等をいう。

旧

		る場合は、当該超過額を控除する。 ④借入金等利息支出 ⑤教育研究用機器備品関係支出 ⑥図書支出 【教育還元率算出に係る留意事項】 ・各数値は令和５年度計算書類の資金収支決算書（ただし、当該学校に係る数値）に基づく。 ・補助金収入に「国庫補助金収入」及び「設備費補助金収入」が含まれる場合、当該額を控除して算出する。 ・新設校など学校の収支決算が存在しない場合や、収支決算上、教育に係る収支状況の判断が困難な場合は補助対象外とする。
5	国又は他の経常的補助制度の交付対象となっていないこと	○左記のとおり。
6	当該年度の５月１日に在学する生徒の数が一定以上であること	○令和６年５月１日現在、原則として生徒数が４０人以上の学校とする。
7	概ね幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の修学年齢に相当する生徒に対し、学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第３８条に規定する幼稚園教育要領、同規則第５２条に規定する小学校学習指導要領、同規則第７４条に規定する中学校学習指導要領又は同規則第８４条に規定する高等学校学習指導要領に準じた教育をそれぞれ行っていること	○左記のとおり。
8	特定の政治団体が主催する行事に、学校の教育活動として参加していないこと	○左記のとおり。
9	政治指導者の肖像画（特定の人間の外観を表現した絵画や写真等をいう。）を教室等に掲示していないこと	○「教室等」とは、教室、職員室等をいう。

新

２．配分基準（交付要綱第３条及び第４条関係）

項　目		計算式等設定内訳	特記事項
①	補助金額	＝　補助単価　×　定員内実員数　× ガバナンス向上取組係数　＋　調整額	○補助対象経費の１／２（千円未満切捨）を上限とする。 ○補助対象経費は、１．交付対象学校法人等に関する基準４の「生徒に対する教育活動に係る支出」のとおりとする。 ただし、補助対象である本科の運営経費に係る経費に限る。 ※千円未満は切り捨て。 ※各金額は当該学校に係る当該年度決算数値（交付決定の際は予算数値）に基づく。 ○補助金額の総額は予算の範囲内とする。
②	定員内実員数	＝　基準定員数を上限として算定した 実員数の合計数	○当該年度５月１日時点の数値
③	基準定員数	＝　１クラス４０名を上限として算定した 定員数の合計数	○当該年度５月１日時点の数値
④	調整額	＝　１，６００万円　×　（Ａ）　－　（Ｂ） （Ａ）役員報酬等が１，６００万円を超える者の数 （Ｂ）役員報酬等が１，６００万円を超える者の役員報酬等の合計額	○役員報酬等＝ 大阪府知事所轄の準学校法人の役員に対する報酬等 ※教職員等として、支給された年間給与費等がある場合はそれも含む。 ※前年収入に基づく。 （源泉徴収票等で確認）

旧

２．配分基準（交付要綱第３条及び第４条関係）

項　目		計算式等設定内訳	特記事項
①	補助金額	＝　補助単価　×　定員内実員数　× ガバナンス向上取組係数　＋　調整額	○補助対象経費の１／２（千円未満切捨）を上限とする。 ○補助対象経費は、１．交付対象学校法人等に関する基準４の「生徒に対する教育活動に係る支出」のとおりとする。 ただし、補助対象である本科の運営経費に係る経費に限る。 ※千円未満は切り捨て。 ※各金額は当該学校に係る令和６年度決算数値（交付決定の際は予算数値）に基づく。 ○補助金額の総額は予算の範囲内とする。
②	定員内実員数	＝　基準定員数を上限として算定した 実員数の合計数	○令和６年５月１日時点の数値
③	基準定員数	＝　１クラス４０名を上限として算定した 定員数の合計数	○令和６年５月１日時点の数値
④	調整額	＝　１，６００万円　×　（Ａ）　－　（Ｂ） （Ａ）役員報酬等が１，６００万円を超える者の数 （Ｂ）役員報酬等が１，６００万円を超える者の役員報酬等の合計額	○役員報酬等＝ 大阪府知事所轄の準学校法人の役員に対する報酬等 ※教職員等として、支給された年間給与費等がある場合はそれも含む。 ※令和５年収入に基づく。 （源泉徴収票等で確認）

新

⑤	ガバナンス向上取組係数	＝　１　×　下表ポイントの合計 公表資料名 ／ ポイント 財産目録等備付書類 ／ 計算書類：資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、資金収支内訳表、貸借対照表、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表 ／ 財産目録、事業報告書、監事による監査報告書、役員等名簿、役員に対する報酬等の支給の基準、寄附行為 ／ ０．６０ 学校評価 ／ 自己評価の結果の報告書 ／ ０．４０	○公表資料ごとの公表基準等については別表のとおり。 ○財産目録等備付書類は前年度決算に係るもの。

旧

⑤	ガバナンス向上取組係数	＝　１　×　下表ポイントの合計 公表資料名 ／ ポイント 財産目録等備付書類 ／ 計算書類：資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、資金収支内訳表、貸借対照表、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表 ／ 財産目録、事業報告書、監事による監査報告書、役員等名簿、役員に対する報酬等の支給の基準、寄附行為 ／ ０．６０ 学校評価 ／ 自己評価の結果の報告書 ／ ０．４０	○公表資料ごとの公表基準等については別表のとおり。 ○財産目録等備付書類は令和５年度決算に係るもの。